

9. 搬入（事前申し込み不要）

搬入日時 ――― 令和8年11月28日（土） 午前10時～午後4時
11月29日（日） 午前10時～午後3時

搬入場所 ――― 常陸太田市民交流センター 多目的ホール

- ① 「出品申込票[A]」「作品カード[B]」「作品預り証[C]」に必要事項を正確に記入し、作品を搬入する。[A]～[C]は搬入受付の際に切り離すので、各自で切り離さないこと。
- ② 主催者は、出品作品を受理したときに「作品預り証[C]」を交付する。出品者は、万一「作品預り証[C]」を紛失したときは速やかに届け出るものとする。
- ③ 陳列した作品は、会期中撤収することができない。ただし、主催者が認めた場合はこの限りではない。

10. 鑑査・審査及び陳列

- ① 作品について鑑査及び審査をする。鑑査は作品の陳列すべきものを定め、審査は陳列作品の優秀なものを選定する。
- ② 鑑査及び審査の方法は、各部の審査員において定める。
- ③ 出品者は、鑑査・審査及び陳列に対して異議を申し立てることができない。
- ④ 主催者は、不慮の事態による作品の損害にはその責任を負わない。
- ⑤ 招待作品及び無鑑査作品は運営委員会で決定する。

11. 搬出

搬出日時 ――― 令和8年12月6日（日） 午後4時～午後5時
搬出場所 ――― 常陸太田市民交流センター

- ① 出品者は上記日時において、「作品預り証[C]」と引き換えに作品を搬出する。陳列されなかった作品においても、同様に搬出する。
- ② 主催者は、上記搬出日時に搬出されない作品の保全及び管理責任を負わない。

12. 写真撮影・著作権

- ① 出品された作品は、フラッシュ撮影や三脚等を利用した撮影を除き可能。また、撮影した作品の二次利用に関するトラブルには、主催者は関与しない。
- ② 本展の紹介・記録・宣伝広報の目的をもって印刷刊行する出版物や、掲示物に対する著作権は主催者に帰属する。
- ③ 出品された作品や展示会場、表彰式の様子、出品者の氏名を広報物（チラシ・ホームページ等）や報道資料に使用することがあるので、承知のうえ応募すること。

※こちらの募集要項及び出品申込書については、常陸太田市役所本庁及び各支所、市民交流センター、各生涯学習センター・工芸センター、文化課で配布しているほか、HPでダウンロードできます。

問合せ先

常陸太田市教育委員会 文化課 〒313-0015 常陸太田市西二町2200（旧法務局）
☎0294-72-3201（受付時間9:00～17:00 土日祝除く） FAX 0294-72-3310 ✉bunka2@city.hitachiota.lg.jp



第68回 常陸太田市美術展覧会

絵画とデザイン

書道 写真 彫刻

陶芸と工芸

作品募集



第67回市長賞 絵画とデザインの部 「ミャンマータ景」 佐藤 洋平

作品搬入日	令和8年 11月28日（土）・29日（日） [受付時間 28日 10:00～16:00 29日 10:00～15:00]
作品搬入場所	市民交流センター（パルティホール） 常陸太田市中城町3210
問合せ	常陸太田市教育委員会文化課 ☎ 0294-72-3201 （受付時間 9:00～17:00 土日祝除く）

主催 ◎ 常陸太田市 / 常陸太田市教育委員会 後援 ◎ （一社）常陸太田市観光物産協会 / 常陸太田市商工会 / 常陸太田市文化団体連合会
/ 常陸太田市金融団 / 常陸太田市ライオンズクラブ / 常陸太田市ロータリークラブ

第68回 常陸太田市美術展覧会《一般の部》開催要項

1. 趣旨
本展覧会は、市民の優れた芸術文化活動の成果発表と広く市民に鑑賞する機会を提供することで、美術に対する理解と関心を高め、芸術文化振興に寄与することを目的とする。
2. 主催
常陸太田市/常陸太田市教育委員会
3. 後援
一般社団法人常陸太田市観光物産協会／常陸太田市商工会／常陸太田市金融団／常陸太田市文化団体連合会／常陸太田ライオンズクラブ／常陸太田ロータリークラブ
4. 会期
令和8年12月2日(水)～12月6日(日) 観覧時間 午前9時30分～午後4時30分（最終日は午後4時まで）
5. 会場
常陸太田市民交流センター（多目的ホール・大会議室等）
6. 運営
主催者が運営委員を委嘱して行う。
7. 審査
主催者が審査員を委嘱して行う。
8. 出品等
(1) 出品資格 出品者は、高校生以上で、次のいずれかに該当する者とする。 ア. 本市出身者または在住者 イ. 本市に勤務または在学する者 ウ. 本市で創作活動を行っている者
(2) 出品手数料 無料
(3) 作品規定 出品する作品については下記のとおりとする。 ア. 自己の制作したものに限る。 <u>ただし、すでに他の展覧会、その他に発表した作品、AI生成画像の使用、市販キットの組立のみは不可とする。</u> イ. 作品の課題は自由とする。ただし、風紀上適当でないもの、企業や個人の営利に関係すると主催者が判断した作品は、陳列しない。 ウ. 出品点数は1人につき1部門1点とする。形状装丁がどのようなであっても、同一意匠による1つの作品と認められるものは、2個以上に分類したものであっても1点とみなす。

部門	大きさ等
＜第1部＞ 絵画 （洋画・日本画・創作版画） と デザイン	絵画 ・大きさは30号以内とする。 ・額装またはパネルを付し、軸装は不可とする。裏面には展示のためのひもを付するものとする。 ・額装の場合、20号以上の作品はガラスを用いない。必要な場合には、アクリル板を用いること。 ・額幅は10cm以内とする（版画・切り絵を除く）。
	デザイン ・大きさはB2版からB1版までとする。 ・作品はオリジナルの平面デザインのみとする（レリーフ状のものは可）。 ・作品はパネルに貼るか、またはポスターフレームなどに入れ、裏面に展示のためのひもを付するものとする。
＜第2部＞ 書道	・大きさは次の4種類のいずれかとし、作品に裏打ちのうえ装丁、額装とする。ただし、半切は軸装でも可とする。 ア. 縦 212.0cm × 横 51.5cm 以内 イ. 縦 120.0cm × 横 90.0cm 以内 ウ. 縦 100.0cm × 横 100.0cm 以内 エ. 縦 51.5cm × 横 180.0cm 以内 ・刻字は自筆に限る。
＜第3部＞ 写真	・額装またはパネルを付するものとする。ただし額装の場合はガラス・アクリル等を用いないこと。 ・出品作品の額またはパネルの外寸は、短辺60cm・長辺90cm以内（許容範囲+1cmまで）とし、額またはパネル内の作品サイズ・枚数に制限を加えないものとする。
＜第4部＞ 彫刻	・縦 100cm × 横 100cm以内の場所に陳列できるものとする。
＜第5部＞ 陶芸と工芸	・立体にあっては縦横100cm以内の場所に陳列できるものとする。 ・その他にあっては縦横182cm（装飾設備を含む）とする。